

申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直しについて

○ 実施時期の見直し

- ・「十分な周知期間が必要」とのご意見も踏まえ、現在から 1 年以上の周知期間を確保し、令和 7 年 1 月から実施します。

○ 丁寧な周知・広報

- ・ 納税者の方々に対しては、令和 6 年 2 月～ 3 月の確定申告期も利用して、丁寧に周知・広報を行います。
- ・ 金融機関や関係行政機関に対して、改めて周知を行います。国税局や税務署からも、各金融機関等に対して丁寧に説明します。

○ 申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- ・ 申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認できます。確認手段につきましては、「別紙 1」をご参照ください。
- ・ マイナンバーカードを保有していない方やe-Taxを利用していない方も含め、税務署の窓口においては、申告書等の閲覧サービスにより、提出された申告書等の原本を閲覧できます。今後、収受日付印も含め写真撮影を可能とする予定です。

○ 延納・物納申請

- ・ 延納・物納申請書については、イメージデータでe-Tax送信することにより、提出事実・提出年月日を確認できます。ただし、印鑑証明書などの原本は、別途郵送等による提出が必要になります。
- ・ 書面提出の場合は、国税局から納税者にお送りしている「徴収の引受通知書」又は「担当者のお知らせ」に、「申請書の収受日」と「担当の税理士にお知らせください」旨の記載を追加する予定です。ただし、この通知書等の送付は、提出から概ね 2 週間かかりますのでご注意ください。

○ 事務フロー（書面の申告書等）

- ・ 今回の見直し後、税務署等においては、収受窓口や郵送分の事務フローが簡素化され、文書紛失リスクの低減が見込まれます。
- ・ 事務フローのイメージにつきましては、「別紙 2」をご参照ください。

（参考 1）申請書等への「以前に提出した申告書等の提出年月日」の記載欄については、なくすことも含め、検討中です。

（参考 2）e-Taxマイページについては、今後、税理士の方への利用拡大や表示情報の拡充を予定しています。

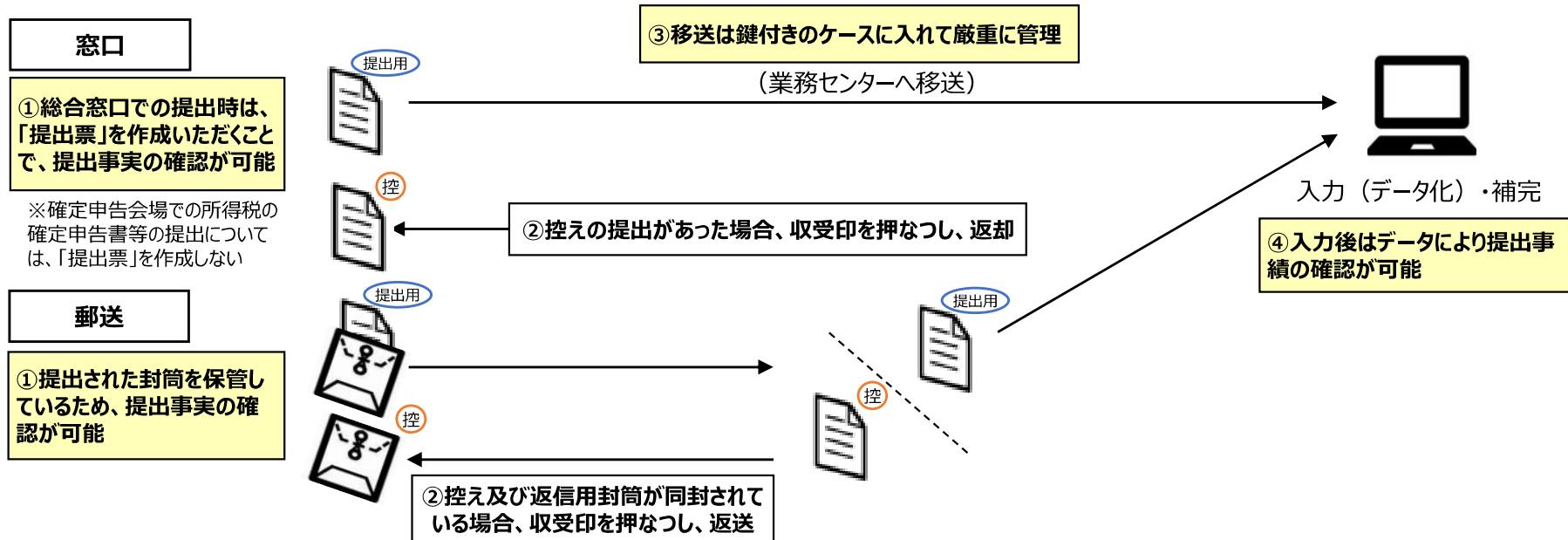
（参考 3）当分の間の対応として、申告書等を窓口で提出された方が、その提出日付等を確認できる方法を検討中です。

申告書等の提出事実等の確認方法

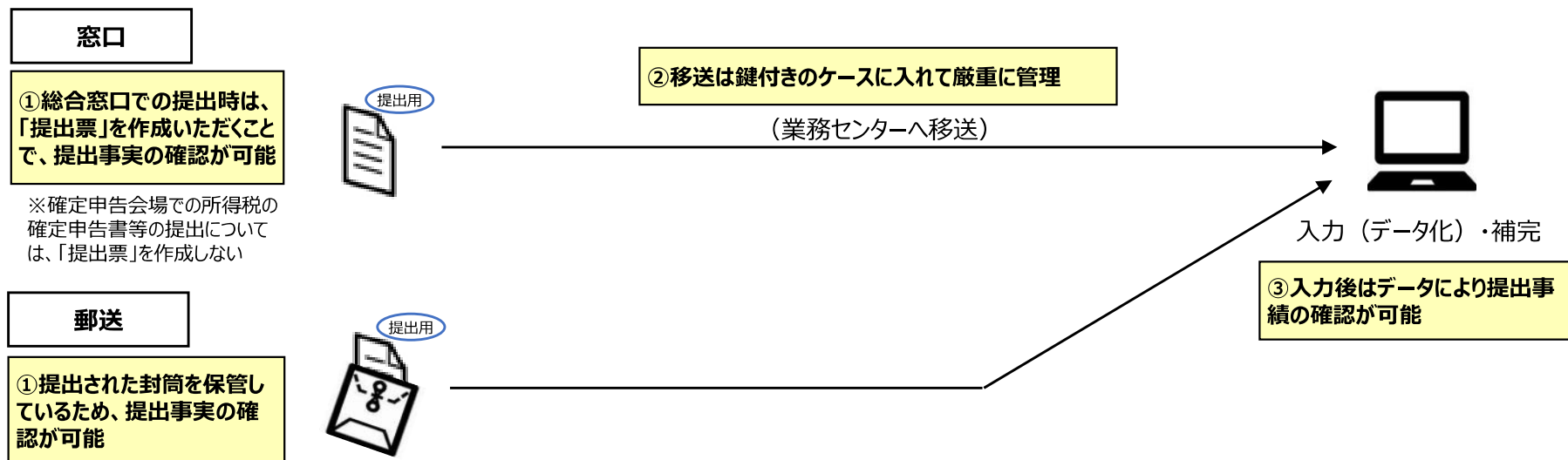
○ 申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

	確認方法
電子申告 (e-Tax)	【提出事実・提出年月日を確認可】 e-Tax受信通知 税理士による確認可 メッセージボックスの「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。
書面申告	【提出事実・提出年月日を確認可】 申告書等情報取得サービス 書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応しておりません。 写しの交付まで1か月程度かかります。 ※手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可 写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。 【提出事実を確認可】 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 ※手数料は、税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

現状



見直し後



※ 万が一、入力（データ化）の前に紛失等があった場合は、納付状況や他の証拠書類、税理士及び納税者からの聞き取りなどに
基づき、提出の事実を確認

プレプリント納付書の送付見直し後における 納付書の送付について

- 令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しの結果、プレプリント納付書が送付されなくなる方で、納付書が必要な方につきましては、税務署にお問い合わせいただくことで希望者全員に送付させていただきます。
- お問い合わせに当たりましては、税理士又は納税者から、原則として、所轄の税務署あてにご連絡いただきますようお願いいたします。
(注) 所轄の税務署以外の税務署においても送付は可能ですが、金額欄が印字された納付書が必要な方、コンビニエンスストアでの納付をご希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせいただくようお願いいたします。
- お問い合わせいただいた税務署においては、納付書が必要となる納税者の氏名や納付する税目・年分などをお伺いした上、必要な納付書を作成し、送付させていただきます。